

市 税 条 例 改 正 の 要 旨 (専 決)

富士見市税条例の一部改正

附 則

(読替規定)

第 1 0 条

地方税法附則第 6 1 条 (新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例) 及び第 6 2 条 (新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例) の新設により、引用する適用条項を追加するもの。

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 1 0 条の 2

地方税法附則第 6 2 条 (新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例) の新設により、条例で定める特例措置の規定を整備するとともに、関係規定を整理するもの。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 1 5 条の 3

地方税法附則第 2 9 条の 8 の 2 (軽自動車税の環境性能割の非課税) の改正により、特例期限を延長する規定の整備をするもの。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第 2 4 条

地方税法附則第 5 9 条 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例) の新設により、新たに準用規定の整備をするもの。

富士見市税条例（昭和32年条例第15号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則 （読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～23 略</p> <p>24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。<u>第27項において同じ。</u>）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。</p> <p>25・26 略</p> <p><u>27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつて</u></p>	<p>附 則 （読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～23 略</p> <p>24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう_____。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。</p> <p>25・26 略</p>

は、0)とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。